第1条(総則)

近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるデジタルテレビ約款(以下「テレビ約款」といいます。)およびインターネット約款、ならびにこの「KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス制用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、テレビ約款とインターネット約款で定めるサービスに関する附帯サービスとしてKCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスを提供します。

[H

第1条(総則)

近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるデジタルテレビ約款(以下「テレビ約款」といいます。)およびインターネット約款、ならびにこの「KCN ケーブルプラスSTBー2サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、テレビ約款で定めるサービスに関する附帯サービスとしてKCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTBサービス・K

第2条 (用語の定義)

この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. ケーブルプラスSTB	デジタル放送サービスを視聴するために必要な
ケーブルプラスSTB-2	デジタル方式による受信機器と、端末設備との間
	で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通
	信設備の両方の機能を有する機器(以下、ケーブ
	ルプラスSTBといいます。)
2. KCN ケーブルプラスSTBサービス	テレビ約款第35条(STB)に基づき、かつ当
KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	社のインター <u>ネット回線を利用して提供するサ</u>
	ービス(以下「ケーブルプラスSTBサービス」
	といいます。)
3. 加入者	当社と <mark>ケーブルプラスSTBサービス</mark> の加入契
	約を締結した個人または法人
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、
	JCOM株式会社およびKDDI株式会社、JC
	○M株式会社が提携した事業者
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービ
	スやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブル
	プラスSTBなどから利用するために必要な「I
	D」のこと

第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1.	ケーブルプラスSTB	デジタル放送サービスを視聴するために必要な
	ケーブルプラスSTB-2	デジタル方式による受信機器と、端末設備との間
		で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通
		信設備の両方の機能を有する機器(以下、「ケー
		ブルプラスSTB」といいます。)
2.	KCN ケーブルプラスSTBサービス	テレビ約款第35条(STB)に基づき、かつ当
	KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	社のインターネット回線を利用して提供するサ
		ービス <u>(以下<mark>「本</mark>サービス」</u> といいます。)
3.	加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人ま
		たは法人
4.	提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、
		JCOM株式会社、KDDI株式会社またはJC
		OM株式会社 (あるいはその両方) が提携した事
		業者
5.	コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ
6.	au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービ
		スやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブル
		プラスSTBなどから利用するために必要な「I
i		D」のこと

第3条 (規約の適用)

本規約は、当社が提供する<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>に関 し適用されるものとします。

2. 本規約の規定がテレビ約款、インターネット約款の規定と 矛盾または抵触する場合は、テレビ約款、インターネット約款 の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。 (略)

第3条 (規約の適用)

本規約は、当社が提供する<u>本サービス</u>に関し適用されるものとします。

2. 本規約の規定がテレビ約款<mark>および</mark>インターネット約款の規定と矛盾または抵触する場合は、テレビ約款<mark>および</mark>インターネット約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。 (略)

第4条(提供するサービス)

当社および提携事業者は、ケーブルプラスSTBサービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

(略)

(2) 提携事業者が提供するコンテンツ

提携事業者は、次のコンテンツの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

① セキュリティソフトウェア (ウイルスバスター)

ケーブルプラスSTBを<u>利用いただく</u>場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを<u>承諾していただ</u>き、トレンドマイクロ株式会社が別に定める「ウイルスバスター for au」使用許諾契約書および注意事項を遵守していただきます。

②その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されるコンテンツの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守していただきます。 (略)

第4条(提供するサービス)

当社および提携事業者は、加入者に対しそのサービス区域内 で、次のサービスの提供を行います。

(略)

(2) 提携事業者が提供するコンテンツ

提携事業者は、次のコンテンツの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

① セキュリティソフトウェア (ウイルスバスター)

ケーブルプラスSTBを<u>利用する</u>場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを<u>承諾し</u>、トレンドマイクロ株式会社が別に定める「ウイルスバスター for au」使用許諾契約書および注意事項を遵守<u>するものとします。</u>

②その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されるコンテンツの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守<u>するものとします。</u>

(略)

第5条(au IDの提供) (略)

- 2. 加入者は、 ケーブルプラスSTBを利用する場合は、KD DI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意して いただきます。また、ケーブルプラスSTB1台につき1個の 「au ID」をあらかじめ提供しますので、申込み時に暗証 番号を設定してい<mark>ただきます</mark>
- 3. 加入者は、ケーブルプラスSTB上で利用されたコンテン ツに対する課金および問い合せ等の対応のために、前項で払い 出された「au ID」が設定されているケーブルプラスST Bの機器情報を、当社がKDDI株式会社およびJCOM株式 会社へ提供することについて承諾いただきます。

第5条(au IDの提供) (略)

2. KDDI株式会社がケーブルプラスSTB1台につきあら かじめ提供する1個の「au ID」に関し、加入者は、KD DI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意し、 本サービス申込み時に暗証番号を設定するものとします。 3. 加入者は、ケーブルプラスSTB上で利用されたコンテン ツに対する課金および問い合せ等の対応のために、前項で払い 出された「au ID」が設定されているケーブルプラスST Bの機器情報を、当社がKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供することについて承諾するものとします。

第6条(<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の提供条件)

ケーブルプラスSTBサービスの利用にあたっては、<u>事前にデ</u>ジタルテレビサービス(地デジスーパーコース以上(Pタイプ を除きます。))の加入契約を締結し、かつインターネット サービス(KCN光100メガ・KCN光1ギガ・KCN光5 ギガ・KCN光10ゼンガ・KCN元1マガ・KCN光5 ギガ・KCN光10ギガ・KCNマンション160・KCNマンション320・KCNマンション光LAN(Aプラン)・K CNマンション光LAN(Bプラン)・KCNマンション光1 G・KCN光ハートフルプラン・KCNマンション光ハートフ G・KCN元ハートノルノブン・KCNマンション元ハートノルプラン・KCNマンションハートフルプラン・Kブロード160とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光300×ガブ G(ギガ<u>)・Kブロード光10G・K</u>ブロードマンションプレ ミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム16 0・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプ・Bプラン・Kフロードマンションプレニアム16(ギガ))のいずれかの初めな統律していること、またはた、ブロードマンションアルルグ 契約を締結していること、またはケーブルプラスSTBサービスの申込みと同時に締結することが必要となります。なお、ケーブルプラスSTBサービスの申込みは、テレビ約款、インターネット約款および本規約を承諾し、別に定める加入契約書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所 要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何に かかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。

- 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該 当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあり ます。 (1)KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に<mark>同</mark>
- 意いただけない場合
- (2) 提携事業者が別に定める規約等に同意いただけない場合

第6条(本サービスの提供条件)

<u>本サービス</u>の利用にあたっては、<u>別表1に定める対象のデジタ</u> 本サービスの利用にめたつくは、<u>加衣工にためる対象のファクルテレビサービスおよびインターネットサービスの加入契約を事前に締結、もしくは本サービスの申込みと同時に締結することが必要です。なお、本サービスの申込みは、テレビ約款およびインターネット約款ならびに本規約を承諾のうえ、当社所定の加入申込書を当社に提出するものとします。なお、所要事項</u> は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚 偽の記入をしてはならないものとします。

- 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに 該当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあ ります。
- (1) KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同 意しない場合
- (2) 提携事業者が別に定める規約等に同意しない場合

第7条(\underline{r} ケーブルプラスSTBサービスの料金) 加入者は、 \underline{n} 表に定める料金表に従って \underline{r} ケーブルプラスSTB サービスの利用料を支払うものとします。

(略)

- 3. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの料金を変更する ことがあります。
- 4. 料金支払い方法その他については、テレビ約款、インター ネット約款に基づいて取り扱います。

第7条(<u>本サービス</u>の料金) 加入者は、<u>別表2</u>に定める料金表に従って<u>本サービス</u>の利用料 を支払うものとします。 (略)

- 3. 当社は、本サービスの料金を変更することがあります。
- 4. 料金支払い方法その他については、テレビ約款およびイン ターネット約款に基づいて取り扱います。

第8条 (責任の制限)

当社は、ケーブルプラスSTBサービスの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によっておこる損害の 賠償には応じません

- 2. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの中断、天災、事 変その他当社の責めによらない事由によるサービス提供の停止 に対しての損害賠償には応じないものとします。
- 3. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの利用により発生 した加入者と第三者間に生じた損害(第4条(提供するサービ ス) 第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を 含みます。)、およびケーブルプラスSTBを利用できなかっ たことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対 し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負
- わないものとします。 4. 当社は、<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>を提供すべき場合 において、当社の故意または重大な過失により<mark>ケーブルプラス</mark> STBサービスの提供をしなかったときは、テレビ約款ならび にインターネット約款に従い、その加入者の損害を<mark>賠償しま</mark>

第9条(免責)

<u>ーブルプラスSTBサービス</u>に関し、当社が加入者に対し負 担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合に は、損害賠償責任は発生しないものとします。

- (1) ケーブルプラスSTBに接続する加入者所有等のデジタ ル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再 生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべ てをいいます。<u>以下同じとします。</u>) の消失、破損等が生じた 場合。また、ケーブルプラスSTB等機器の交換や撤去を行っ た際に、録画物等が消失した場合 (略)
- 2. 加入者は、ケーブルプラスSTBサービス提供期間中、当 社から貸与された機器を自らの注意をもって管理し、移動、取 り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反 した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。
- 第10条 (ケーブルプラスSTBサービスの停止および解除) 当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場 合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者 に対しケーブルプラスSTBのサービス提供停止、または<u>ケ</u> <mark>、ルプラスSTBサービス</mark>の利用資格の解除をすることができ るものとします。 この場合において加入者に損害が生じた場合 であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) <u>ケーブルプラスSTBサービス</u>提供を妨害した場合 (3) 本規約<u>または</u>テレビ約款<u>、</u>インターネット約款のいずれ かに違反した場合
- (4)ケーブルプラスSTBの利用に関連して、当社、他の加 入者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合
- (5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合 2. 加入者が、デジタルテレビサービス (地デジスーパーコ ス<u>以上(Pタイプを除きます。))</u>また<mark>はインターネットサー</mark> ビス<u>(KCN光100メガ・KCN</u>光1ギガ・KCN光5ギ ガ・KCN光10ギガ・KCNマンション160・KCNマン ンョン320・KCNマンション光LAN(Aプラン)・KC <u>Nマンション光LAN(Bプラン)・KCNマンション光1</u> G・KCNハートフルプラン・KCNマンション光ハートフル G・KCNハートノルノソン・KCNマンション元ハートノル プラン・KCNマンションハートフルプラン・Kブロード16 0とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミ アムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード 光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレ ミアム・Kブロード光1G(ギガ)とく割・Kブロード光1G (ギガ)・Kブロード光10G・Kブロードマンションプレミ アム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・ アム160とく割・Kブロードでンションプレミアム160・ Kブロードマンションプレミアム160・ Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションアム光ブロードマンションプレミアム光1G(ギガ)のいずれかのロードマンションプレミアム光1G(ギガ)のいずれかのロードマンションプレミアム光1G(ギガ)のいずれかのロードマスを駆けたといる。 サービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、 <u>ブルプラスSTBサービス</u>も同時に解約するものとしま

第8条(責任の制限)

当社は、<mark>本サービス</mark>の内容を変更または終了することがありま す。<u>また、</u>変更または終了によっておこる損害の賠償には<mark>応じ</mark> ないも<u>のとします</u>

- 2. 当社は、本サービスの中断、天災、事変その他当社の責め によらない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償 には応じないものとします。
- 3. 当社は、本サービスの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害(第4条(提供するサービス)第1項の提携事 業者によるコンテンツにより生じた損害を含みます。)、およ びケーブルプラスSTBを利用できなかったことにより発生し た加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も 負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとしま
- 4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故 意または重大な過失により<u>本サービス</u>の提供をしなかったとき は、テレビ約款およびインターネット約款に従い、その加入者 の損害を賠償するものとします。

第9条(免責)

本サービスに関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条 の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発 生しないものとします。

(1) ケーブルプラスSTBに接続する加入者所有等のデジタ ル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再 生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべ てをいいます。<mark>以下同じ。</mark>) の消失、破損等が生じた場合。ま ケーブルプラスSTB等機器の交換や撤去を行った際に、 録画物等が消失した場合

(略)

2. 加入者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自 身の負担により復旧するものとします。

第10条(本サービスの停止および解除)

当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場 合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者 に対しケーブルプラスSTBのサービス提供停止、または本 サービスの利用資格の解除をすることができるものとします この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社 は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) <u>本サービス</u>提供を妨害した場合 (3) 本規約<u>、</u>テレビ約款<u>または</u>インターネット約款のいずれ かに違反した場合
- (4)ケーブルプラスSTBの利用に関連して、当社、他の加 入者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合
- (5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合 2. 加入者が、<u>別表1に定める対象の</u>デジタルテレビサービス またはインターネットサービスを解約もしくはそれ以外のサ ビスに変更したときは、本サービスも同時に解約するものとし ます。

KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約 新旧対照表

3. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したケー 3. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が貸与したケー ブルプラスSTBを撤去いたします。撤去および必要機器への ブルプラスSTBを撤去いたします。撤去および必要機器への 交換費用はテレビ約款、インターネット約款等に定める料金が 交換費用はテレビ約款に定める料金が適用されるものとしま 適用されるものとします。 第11条(解約) 第11条(解約) 加入者は、ケーブルプラスSTBサービスを解約しようとする 加入者は、本サービスを解約しようとする場合、解約を希望す る日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。 場合、解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出る ものとします。 2. 加入者は解約の場合、第7条(本サービスの料金)の規定 2. 加入者は解約の場合、第7条(ケーブルプラスSTBサー による利用料を含むすべての料金(解約月の月額利用料も含み スの料金)の規定による利用料を含むすべての料金(解約月 ます。)を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するも の月額利用料も含みます。)を当該解約の日の属する月の翌月 末までに精算するものとします。 のとします。 第12条(個人情報の取り扱い) 第12条(個人情報の取り扱い) 当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報につい 当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正 て、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて 適正に取り扱います。 に取り扱います。 第14条(合意管轄) 第14条(合意管轄) 本規約または<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>に関する一切の訴 本規約または<u>本サービス</u>に関する一切の訴訟については、奈良 訟については、奈良地方裁判所をもって第一審の専属的合意管 地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 轄裁判所とします。 (別表1)対象のデジタルテレビサービスおよびインターネッ (追加) トサービス デジタルテレビ 地デジスーパーコース以上(Pタイプを除きます。) KCN光10ギガ・KCN光5ギガ・KCN光1ギガ・KCN光100メ ガ・KCN光ハートフルプラン Kブロード光1 OG・Kブロード光1G (ギガ) とく割・Kブロード光1 G 戸建て (ギガ) たプロード光300メガプレミアムとく割・Kプロード光300メガプレミアム・Kプロード光100メガプレミアムとく割・Kプロード光 100メガプレミアム・Kブロード160とく割・Kブロード160 インター KCNマンション光1G・KCNマンション光ハートフルプラン・KCNマンション320・KCNマンション160・KCNマンションハートフルプラン・KCNマンション光LAN(Aプラン)・KCNマンション光LAN ネット サービス 対応 Kブロードマンションプレミアム光1G (ギガ)・Kブロードマンションプ レミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム ョン用 160・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンシ (別表2) 料金表 (別表1) 料金表 *表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込み *表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込み です。請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下 です。 端数を切り捨てて計算します。 附則 附則 (施行期日) (施行期日) この改正規定は、<u>2024年9月13日</u>より施行します。 この改正規定は、<u>2024年11月1日</u>より施行します。